

横山重点地区の範囲と景観区分

横山重点地区の範囲は右図の青線で囲んだ範囲です。
横山重点地区は、景観を構成する土地利用による景観区分から、「うるおい住宅地区」、「歴史散歩地区」、「山林河川地区」に区分します。

うるおい住宅地区

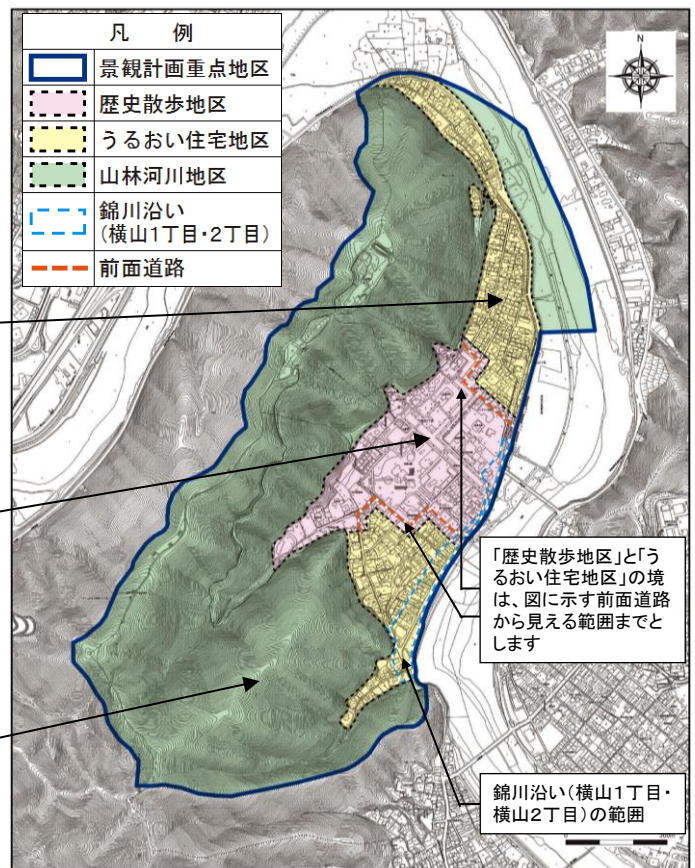
周辺の歴史的景観に配慮した閑静な住宅地の景観づくりをめざします。

歴史散歩地区

錦帯橋から続く多くの歴史的景観資源と観光資源を活かした景観づくりをめざします。

山林河川地区

城山斜面緑地と錦川河川区域の自然景観を保全します。



岩国重点地区の範囲と景観区分

岩国重点地区の対象範囲は、右図の着色した範囲です。
景観及び土地利用特性をふまえ、「山林地区」、「沿道にぎわい地区」、「こまちなみ地区」、「ゆとり住宅地区」に区分します。

山林地区

椎尾神社へ続く緑と岩国山へ続く山並みの自然景観を保全します。

沿道にぎわい地区

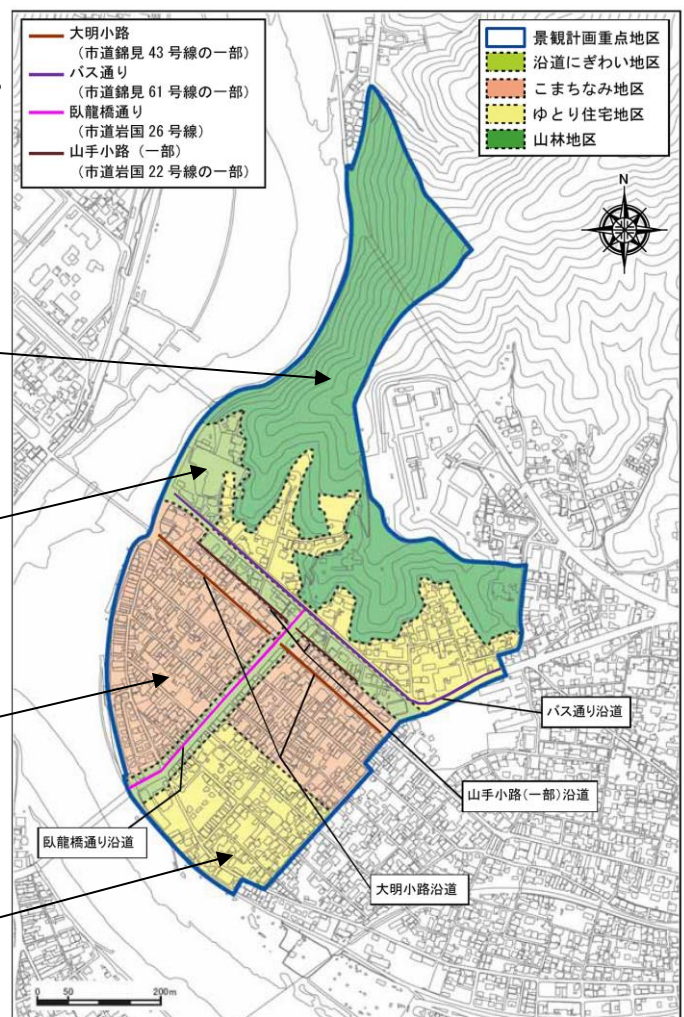
岩国地区へのアクセス道路沿道に、風格と統一感のある景観づくりをめざします。

こまちなみ地区

岩国城下町に由来する商業地の歴史と文化を継承した、風情のある景観づくりをめざします。

ゆとり住宅地区

武家屋敷地等に由来するゆとりと風格を感じる低層住宅地の景観づくりをめざします。



横山地区の景観形成方針

横山重点地区の景観形成方針を、自然・歴史・文化、生活・生産の視点から「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承をふまえ、以下に示します。

方針1 豊かな自然を守り・活かす

- 市街地から城山へと続く緑を守り、吉香神社や土手、河川敷の桜並木をはじめとした四季折々の豊かで美しい自然を感じられる景観づくりをめざします。
- 錦帯橋や錦川から城山への眺望景観を守り、文化的景観の継承に取り組みます。
- 史跡をつなぐ堀割と菖蒲園の水辺景観を保全します。
- 錦川の流れと護岸、河川敷の竹林が形成する河川景観を保全します。

方針3 快適なまちを守り・創る

- 錦帯橋周辺や城山から眺望されるまちなみ、いぶし銀の和瓦屋根と建物の高さが整った統一感のある家なみを守り育てます。
- 城下町の文化的景観を継承するとともに、武家屋敷地に由来する、ゆったりとした土地利用からなる風情と風格を育むよう、門・堀や前庭の緑が連なる和風の佇まいを基本とするまちなみ景観をめざします。
- 景観形成を通じて、道路や公園、歩行者ネットワーク等の住みやすい都市基盤整備を図るとともに、公共施設の修景を図り、快適な住環境の向上をめざします。

方針2 歴史文化を未来へつなぐ

- 岩国城下町の歴史を受け継ぐ建造物、堀割や石垣、門塀・庭木の緑が連なるまちなみと人々の暮らしが形づくる文化的景観を守り育て、歴史文化を未来へつなぐ景観づくりをめざします。



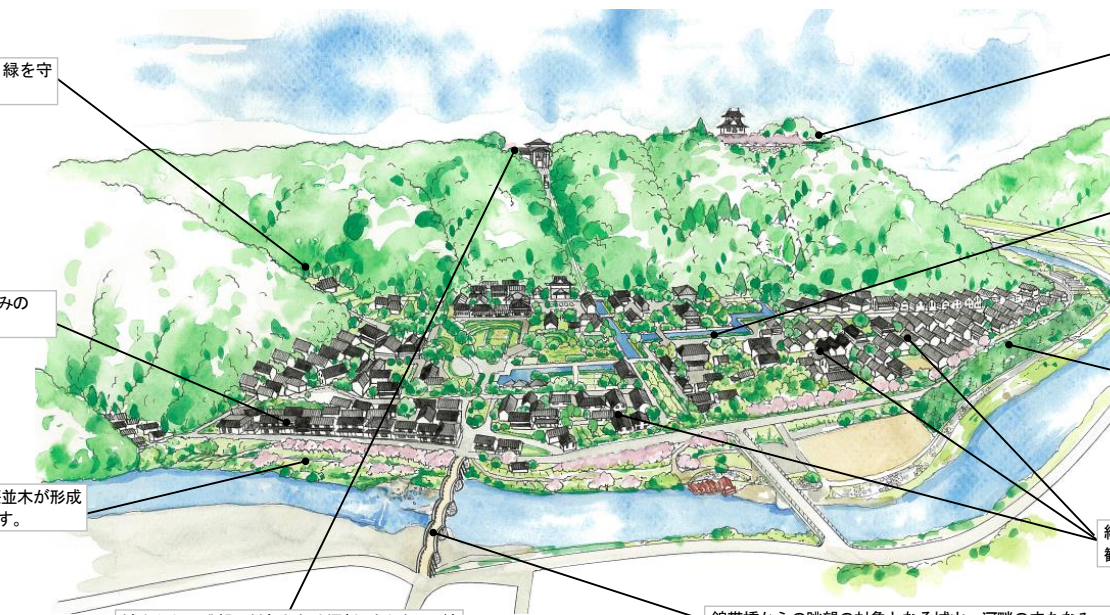
市街地から城山に続く緑を守ります。



錦川沿いの旭町の家なみの景観を守り育てます。



錦川の流れと護岸、桜並木が形成する河川景観を守ります。



城山からの眺望の対象となる堀割、まちなみ、錦川の流れからなる眺望景観を守り育てます。

錦帯橋からの眺望の対象となる城山、河畔のまちなみ、錦川の護岸と流れからなる眺望景観を守り育てます。



横山重点地区の景観形成のイメージ

市街地から城山に続く緑と山並みの稜線を守ります。



堀割と菖蒲園の水辺景観を守ります。



錦川の流れと護岸、河川敷の竹林が形成する河川景観を守ります。



統一感のある瓦屋根の景観を守り育てます。



岩国地区の景観形成方針

岩国重点地区の景観形成方針を、自然、歴史・文化、生活・生産の視点から「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承をふまえ、以下に示します。

方針1 豊かな自然を守り・活かす

- 市街地の背景として椎尾神社から岩国山に続く緑を守り、四季折々の豊かな自然を感じられる景観づくりをめざします。
- 錦帯橋や錦川から岩国山への眺望景観を守り、文化的景観の継承に取り組みます。
- 錦川の流れと護岸が形成する河川景観を保全します。

方針3 快適なまちを守り・創る

- 岩国城下町の歴史的な商業地としての魅力を高め、にぎわいと風格を感じさせる文化的景観の継承と魅力ある景観の形成をめざします。
- 岩国城下町の文化的景観を継承し、錦帯橋へと続くメイン通りである大明小路の風情を継承した門塀と前庭が連なるまちなみや、歴史的な町を継承した軒が連なるまちなみの保全・形成を図り、和のしつらえや近代建築等のモダンと調和した佇まいを基本とする、低層を中心としたまちなみ景観の形成をめざします。
- 景観形成を通じて、道路や公園、歩行者ネットワーク等の住みやすい都市基盤整備を図るとともに、公共施設の修景を図り、快適な住環境の向上をめざします。

方針2 歴史文化を未来へつなぐ

- 岩国城下町の歴史を今に伝える町割や棟門、白壁や板張りの塀、錦見七町を中心としたまちなみを形成する町家等、重要な資源を修繕し、人々の営みの中で使い続けていくことで城下町の文化的景観を継承し、歴史文化を未来へつなぐ魅力ある景観づくりをめざします。



市街地から岩国山へ続く緑と山並みの稜線を守ります。



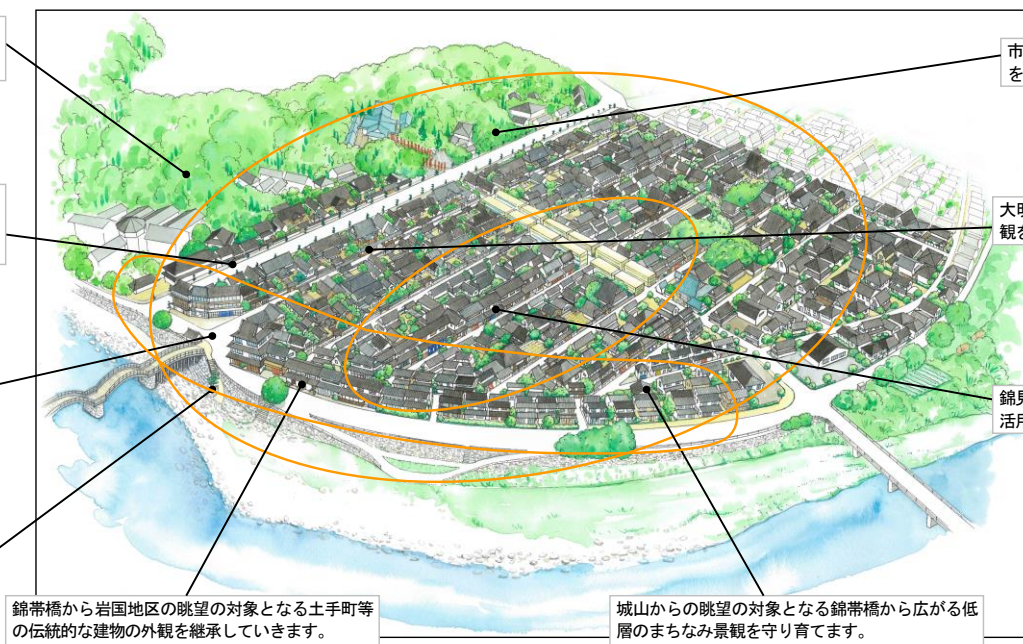
錦帯橋へのアプローチとなるバス通りの風格のある沿道景観の形成を図ります。



錦帯橋周辺は歩行者が安心して錦帯橋や街なみを見て楽しめるようにします。



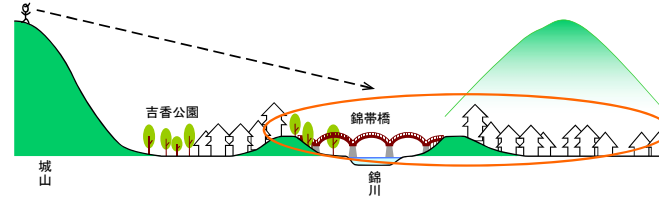
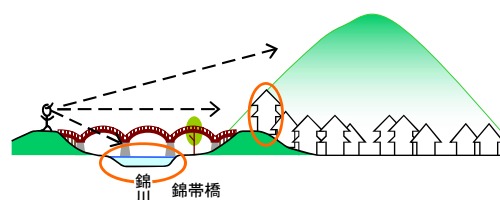
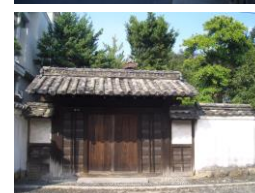
錦川の流れと護岸、河原が形成する河川景観と川岸の瓦屋根の続く家なみの景観を守り育てます。



市街地から椎尾神社に続く緑を守ります。

大明小路の棟門や塀のある景観を守り育てます。

錦見七町のまちなみを維持し、活用を図ります。

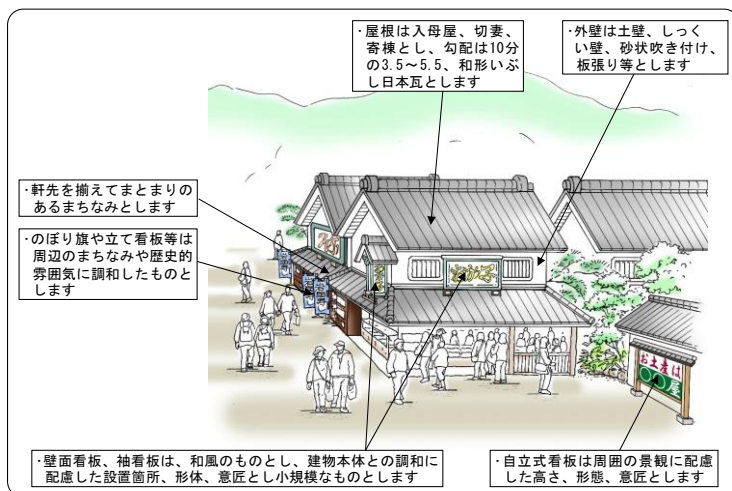
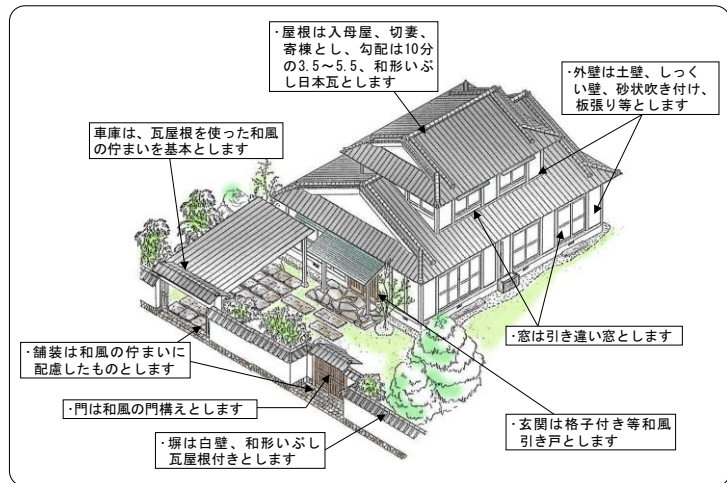


岩国重点地区の景観形成のイメージ

横山地区の景観まちづくりの目標

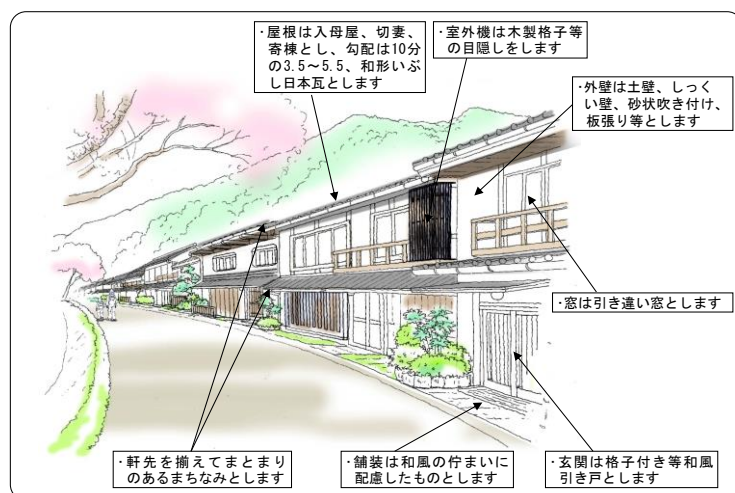
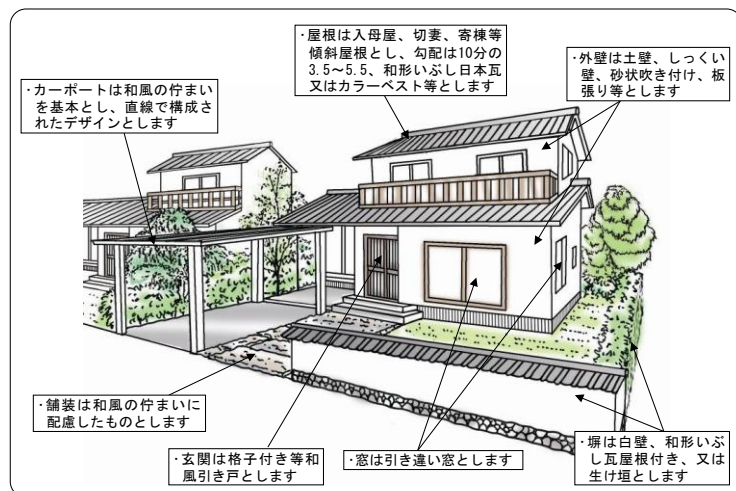
歴史散歩地区

- ・ 錦帯橋から続く錦川土手や吉香公園、香川家長屋門、吉川史料館、紅葉谷公園等、横山重点地区の主要な歴史的景観資源を中心としたまちなみ景観を守り育てます。
- ・ 錦帯橋橋詰周辺は、多くの来訪者が訪れる場としてにぎわいの創出を図るとともに、周囲の歴史的雰囲気配慮した建築物や屋外広告物の誘導等により、歴史的なまちなみ景観の形成を図ります。



うるおい住宅地区

- ・ 建物の高さや形態意匠に配慮し、周辺景観に調和した和風の佇まいによるまちなみ景観の形成を図ります。
- ・ 錦帯橋や対岸から望む錦川沿いに位置する旭町は、かつての川原町として錦川との関わりの中で育まれた生活・生業を伝える景観を有する地区として、文化的景観を継承し、町家の面影を残す家なみが続き、軒先と瓦屋根が揃ったまちなみの景観を守り育てます。



岩国地区の景観まちづくりの目標

沿道にぎわい地区

- ・バス通り南側の沿道では、通りに面して連なる門と塀、和のしつらえを施した店舗や住宅により、風格と統一感のある景観の形成を図ります。
- ・臥龍橋通りの沿道では、まちの防火帯として整備された統一感のある建物の維持を図るとともに、賑わいのある通り景観の形成を図ります。



市道錦見 61 号線（バス通り）



市道岩国 26 号線（臥龍橋通り）

こまちなみ地区

- ・大明小路や裏路地である山手小路（一部）の沿道では、門と塀の連なりとその背後に垣間見える建物の外観が醸し出す武家屋敷地に由来する風格を継承するとともに、大明小路の沿道では、錦帯橋へ続く通りのにぎわいが織りなす文化的景観の継承による魅力ある景観の形成を図ります。
- ・錦見七町や土手町等の通りでは、まちの歴史と文化が織りなす通りの風情を継承し、屋根や軒、壁の連なりと和のしつらえや近代建築等のモダンなしつらえを施した建物の連続性と生業等による人々の営みが醸し出す文化的景観の継承による魅力ある景観の形成を図ります。



市道錦見 43 号線（大明小路）



町家が軒を連ねる道筋（本町通りなど）

ゆとり住宅地区

- ・敷地内にゆったりと和のしつらえの低層住宅が建ち、通りからは塀や生け垣、庭木ごしに家なみが垣間見える低層住宅地の景観形成を図ります。
- ・バス通り北側の沿道では、通りに面して連なる門と塀、ゆったりとした敷地に和のしつらえを施した住宅により、風格と統一感のある景観の形成を図ります。



補助制度について

「城下町に由来するまち」である本地区には、その歴史を今に伝える伝統的な建築様式^{*}を保持しつづけている建物や門・塀等（以下「建物等」という。）が数多く見られます。

それらの建物等は、本地区の歴史と文化を伝え続けてきた重要な資源であり、本地区の景観形成の道しるべとなる重要な要素です。

また、時代の変化に対応しながら、人々の営みとともに生き続けてきた歴史的・文化的なまちの資産でもあります。

これまでの本地区の歴史の中で繰り返されてきたように、現代の暮らしの中でも、快適に使い続けていくことが、魅力ある景観まちづくりにつながることから、修繕や修景を行うことにより、次の世代へ「城下町に由来するまち」の姿を受け継いでいくことをめざします。

※伝統的な建築様式とは、町家や武家屋敷等の歴史に由来を持つ建築様式のこととします。

1 修繕

修繕とは、本地区において昭和 25 年以前に建てられた建物等のうち、伝統的な建築様式を一部でも有しているものにおいて、建物等の全てを滅失させずに外観を整備することとします。なお、伝統的な建築様式の建物等のうち、すでに特徴的な外観を有すると市長が認めたものにおいて、建物等の全てを滅失させずに外観を整備することも含めるものとします。

◆修繕補助対象範囲・修繕補助率・補助限度額について

本来のよさを出せるような修繕行為のうち、外観等の変更にかかる費用の一部について補助金を交付します。

なお、物件ごとに、専門家の意見を聞きながら、所有者の方と個々に相談し進めます。

修繕の対象となる建築物等	補助率	補助限度額
市が指定した建築物等		
【修繕の対象となる建築物等の選定条件】		
① 江戸～昭和初期の町家の形式を有するもの	2/3	6,000,000 円
② 江戸期の武家屋敷の形式を有するもの		
③ その他近代の洋風建築、和風建築の形式を有するもの		

2 修景

修景とは、修繕補助以外で建物等を、目標とする景観形成の方向に相応しい風合いに近づけるよう、外観を整備することとします。

◆修景補助対象範囲について

- 屋根は、全面で、屋根葺き仕上げ材（瓦等）及びその施工費を対象とします。
- 外壁は、前面道路から見える面とし、下地を除く外壁仕上げ材及びその施工費を対象とします。
- 開口部は、前面道路から見える面とし、材料費材及びその施工費を対象とします。
- 囲障は、前面道路に面する部分の総延長で、土工を除く材料費及びその施工費を対象とします。
- 看板等は、前面道路に面して設置されるもので、材料費及びその施工費を対象とします。
- 室外機・設備機器等の囲障は、前面道路から見えるもので、材料費及びその施工費を対象とします。
- 舗装・擁壁等は、前面道路に面する部分の総延長で、土工を除く材料費及びその施工費を対象とします。
- 仮設費は、修景工事に係る範囲とし、直接仮設費を対象とします。
- 設計費は、事前協議を経たうえで、景観形成に寄与する建物の建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）とし、標準的な仕様による修景工事に要する費用に建築設計料率を乗じて得た額を限度とします。

◆修景補助率・補助限度額について

項目			補助率	補助限度額
建築物	屋根	和形いぶし日本瓦等	2/3	1,350,000 円
		その他（カラーベスト等）	700 円/㎡	100,000 円
	外壁	塗り壁、板張り、吹付け	2/3	500,000 円
		その他（サイディングボード等）	600 円/㎡	100,000 円
	開口部	窓	400 円/㎡	50,000 円
		面格子	1/2	
		出入口	1/2	200,000 円
囲障	門	木製	2/3	3,000,000 円
		アルミ製	2/3	500,000 円
		その他（ゲート等）	1/2	300,000 円
	塀等	白壁	2/3	2,500,000 円
		白壁風、板塀	2/3	750,000 円
		生け垣	2/3	300,000 円
		その他（簡易な塀）	1/2	150,000 円
外構	車庫		1/2	350,000 円
	舗装		1/2	200,000 円
	看板		1/2	350,000 円
	室外機、設備機器の囲障		1/2	200,000 円
	擁壁等		1/2	400,000 円
仮設	直接仮設費	修景工事用足場等	1/2	150,000 円
設計	設計・監理		1/2	建築設計料率による
その他 市長が必要と認めたもの				市長が認めた額

◆町家型建築物の修景補助率・補助限度額について

対象となる建築物等	補助率	補助限度額
町家型の建築物が連なる通り等において、歴史的な建物と調和した配置を基本に、町家型の形態を有する建築物の新築・増築・改築等を行う場合に、外観に係る部分の補助を行うもの 町家型とは…道路に面して 1 階の軒等が連なる建物 【町家型の形態を有する建築物】 ○ 屋根：傾斜屋根等、地区の歴史的建物と調和した形態のもので、傾斜屋根については、傾斜を前面の道路に向け、まちなみの連続性に考慮したもの ○ 外壁等：漆喰壁、土壁、板張り（焼き杉含む）、砂壁状吹付、白壁風のもので、色は漆喰や土、木材、砂の素材色、それらに類する白色、薄い茶色、薄い灰色のもの ○ 開口部：腰窓、虫籠窓、掃き出し窓で、建具の様式は、格子戸や引き戸、引き違いの戸や窓、固定窓のもの ○ 車庫等：町家型建築物で道路に面して屋内に車庫等を配置することにより、通りの連続性に配慮したもの	2/3	5,000,000 円

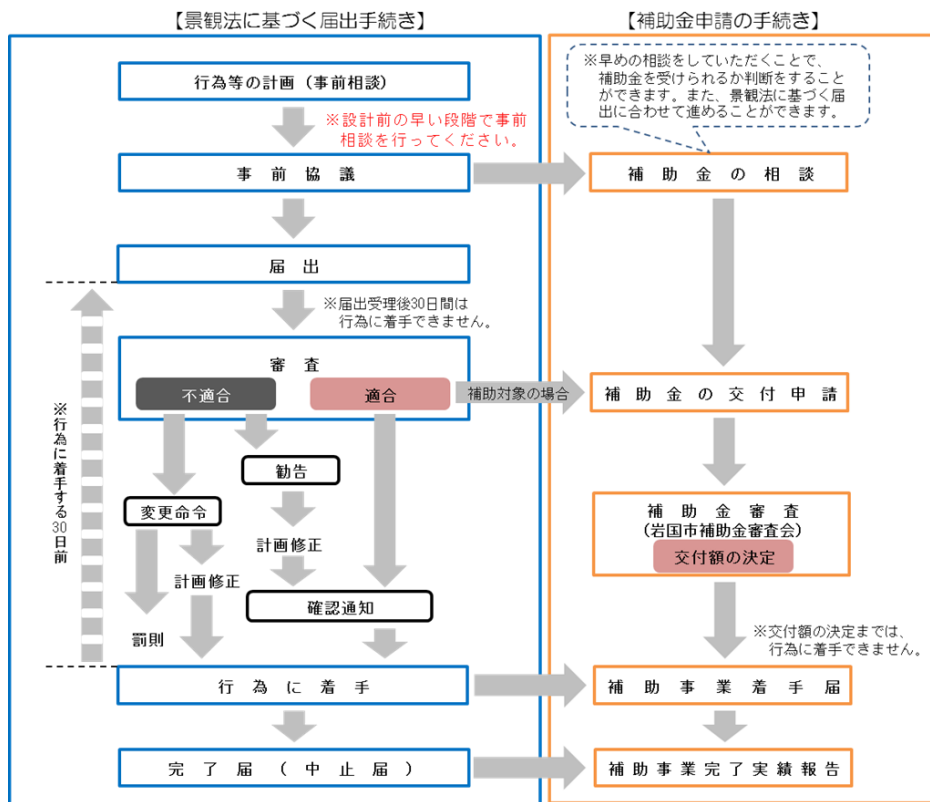
建築設計料率表	建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）ただし、標準的な仕様による修景工事に要する費用に建築設計料率を乗じて得た額を限度とする。				
建築工事費区分（単位：百万円）	5	10	50	100	500
建築設計料率（各棟別、単位：％）	5.89	5.40	4.42	4.05	3.31
（注） 建築工事費区分の中間部分については、直線的補完により料率を定める。また、料率の端数は、小数点第 3 位以下を切り捨てる。					

交付金額は、補助金審査会において決定した補助金額に消費税相当額を上乗せして交付します。なお、法人や個人事業者につきましては、消費税確定申告後に仕入控除税額（返還額）の報告が必要となります。

届出対象行為と届出手続き・補助金交付の流れ

建築物や工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去、又は土地の造成等の開発行為や、土石の採取、木竹の伐採、屋外での資材等の堆積等については、市への届出が必要です。

	行為の種類	届出対象となる規模
建築物	- 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	- 規模にかかわらず全ての行為 ※室外機等の生活関連設備機器については、前面道路から見えるもののうち、幅、奥行き、高さのいずれかが1mを超えるもの及び高さ3mを超える位置に設置するもの。
工作物	- 工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 - 看板、自動販売機等の設置、取替又は移転	
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	- 対象面積が10㎡を超えるもの又は - 高さが1.5mを超える法を生じさせる切土・盛土
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	対象面積が10㎡を超えるもの
	木竹の植栽又は伐採	- 樹高5mを超えるもの又は - 伐採の面積が100㎡を超えるもの

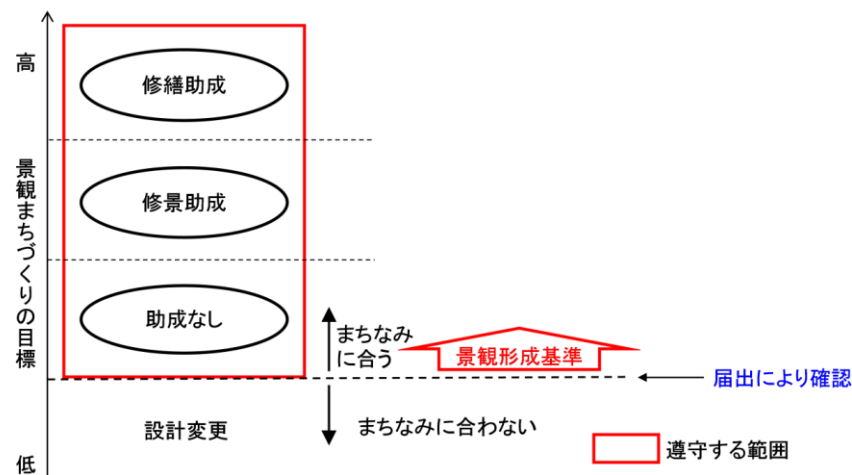


【景観形成基準と補助金の関係について】

景観形成基準は、景観法に基づき「岩国市景観計画」において適合する必要がある内容であり、補助金の基準ではありません。

補助対象は、景観形成基準に適合するとともに、地区の魅力ある景観形成に向け、伝統的な建築様式を有する物件の修繕を行う場合や、より良好な景観形成につながるような配慮・工夫を行う場合に、補助金の対象となります。

■景観形成基準のライン及び補助金の範囲の関係図



岩国城下町地区内の改修事例①

改修前



岩国一丁目本町通り＜令和4年度工事＞

改修後



改修前



岩国二丁目大明小路＜令和2年度工事＞

改修後



岩国城下町地区内の改修事例②

改修前



岩国二丁目登富町＜令和4年度工事＞

改修後



改修前



岩国一丁目魚町＜平成30年度工事＞

改修後



京街道枚方宿～京都・大阪の中継地～

東海道品川宿から数えて 56 番目の宿場町。

東西全長約 1. 5km で、豊臣秀吉築造の文禄堤を利用し、近世初めに京街道として整備されました。

江戸時代には参勤交代の際に紀州徳川家が定期的に宿泊したほか、淀川において京都と大阪を結ぶ三十石船の中継港としても賑わいました。



枚方宿のまちなみ



枚方宿くらわんか五六市

修景補助の概要・目的

枚方市では、良好な景観形成を推進するため、

- ・ 歴史的景観の保全・整備（枚方宿地区※に限る）
- ・ 歴史的景観建造物の保全（枚方宿地区※に限る）
- ・ 景観重要建造物または景観重要樹木の管理（現時点で対象物件なし）

を行うものに対して補助金を交付します。

※枚方宿地区は、旧東海道57次、第56番目の重要な宿場町のひとつとして栄え、枚方発展の礎となったまちで、今も残る街道筋の町家や道標が隣接する淀川や万年寺山と一体となって、歴史性豊かな景観を形づけています。一方で、家屋の老朽化などによる建て替えが進む中で、枚方市と枚方宿地区まちづくり協議会（[西クインズドクで書く](#)）（[外郎リンダ](#)）が協力して、現代の生活機能を満たしながら歴史や文化を継承・発展させることで、まちの魅力や活力をつくりだそうとまちづくりを進めています。

修景補助の内容

補助対象者

補助対象者は、次の補助対象事業を行う個人又は団体です。

補助対象事業・補助金の額

補助対象事業と補助金の額は、歴史的景観の保全・整備（表1）、歴史的景観建造物の保全（表2）、景観重要建造物・景観重要樹木の管理（表3）ごとに定めています。

補助金の額は、補助対象事業に要する経費の額※に下表の補助率を乗じて得た額と下表の補助限度額とを比較していずれか少ない方の額となります。なお、1の交付の決定あたりの交付上限額は以下のとおりです。

- ・ 歴史的景観の保全・整備に関する補助金の合算額：300万円
- ・ 歴史的景観建造物に関する補助金の合算額：500万円
- ・ 景観重要建造物・景観重要樹木に関する補助金の合算額：500万円

※枚方市防犯協議会による防犯灯のLED化に関する補助と併用する場合は、当該補助額を除いた経費の額

表1 歴史的景観の保全・整備

補助対象事業	補助率	補助限度額
歴史的景観の保全及び整備のために必要な建築物の新築、増築、改築または修繕（外観に係るものに限る。）	5／10	300万円（歴史的環境整備ゾーン以外にあっては、200万円）
歴史的景観の保全及び整備のために必要な門、塼等の新設、改造等（歴史的環境整備ゾーンにおいて行うものに限る。）（外観に係るものに限る。）	5／10	100万円
歴史的景観の保全及び整備のために必要な植栽等（歴史的環境整備ゾーンにおいて行うものに限る。）	5／10	50万円
歴史的景観の保全及び整備のために必要な屋外広告物の設置等	5／10	(1)市長が別に定める団体が行う場合 30万円（歴史的環境整備ゾーン以外にあっては、20万円） (2)上記の団体以外が行う場合 20万円（歴史的環境整備ゾーン以外にあっては、15万円）
歴史的景観の保全及び整備のために設置された街灯の改造（市長が必要と認めるものに限る）	9／10	

表2 歴史的景観建造物

補助対象事業	補助率	補助限度額
歴史的景観建造物の外観の修復、復元等（付随して行う主要構造部等の修繕で、市長が必要と認めるものを含む。以下この表2において「工事」という。）	8／10	500万円
工事に関連する歴史的景観建造物の内部の改造（市長が必要と認めるものに限る。）	5／10	500万円から工事に要する経費に係る補助額を控除した額
歴史的景観建造物に係る景観の保全のために必要な門、塼等の外観の修復、復元等	5／10	100万円
歴史的景観建造物に係る景観の保全のために必要な植栽等	5／10	50万円

表3 景観重要建造物・景観重要樹木

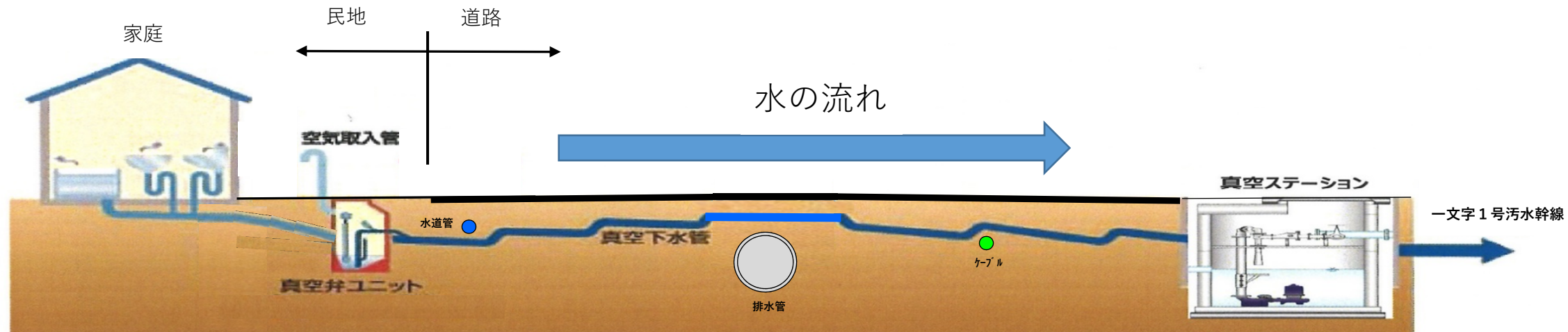
補助対象事業	補助率	補助限度額
景観重要建造物の外観の修復、復元等（付随して行う主要構造部等の修繕で、市長が必要と認めるものを含む。以下この表3において「工事」という。）	8／10	500万円
工事に関連する景観重要建造物の内部の改造（市長が必要と認めるものに限る。）	5／10	500万円から工事に要する経費に係る補助額を控除した額
景観重要建造物に係る景観の保全のために必要な門、塼等の外観の修復、復元等	5／10	100万円
景観重要建造物に係る景観の保全のために必要な植栽等	5／10	50万円
景観重要樹木に係る景観の保全のために必要な事業	5／10	50万円

（枚方市HPから抜粋）

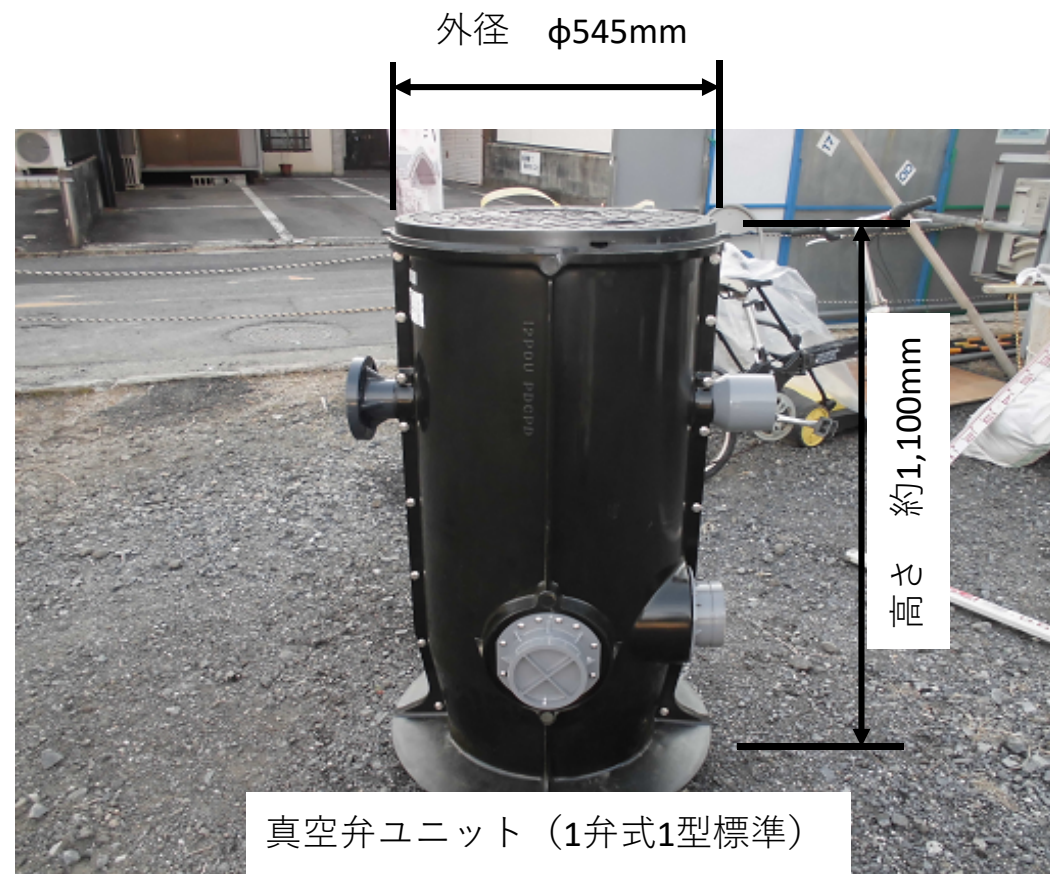
岩国一丁目地区 下水道整備工事状況

令和4年度から岩国一丁目地区の下水道整備工事を実施しています。

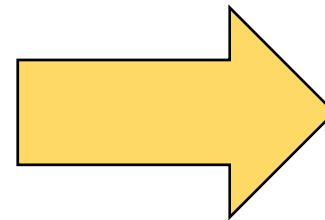
岩国一丁目の下水道は「真空式下水道収集システム」を採用しており、「真空ステーション」と呼ばれる設備で下水道管の中を真空状態にすることで、下水道管に流入した汚水を「真空ステーション」まで吸い上げる方式です。従来の自然流下で汚水を流す方式に比べると下水道管を深く埋める必要が無いので、道路を深く掘ることができない土地等で活用されています。



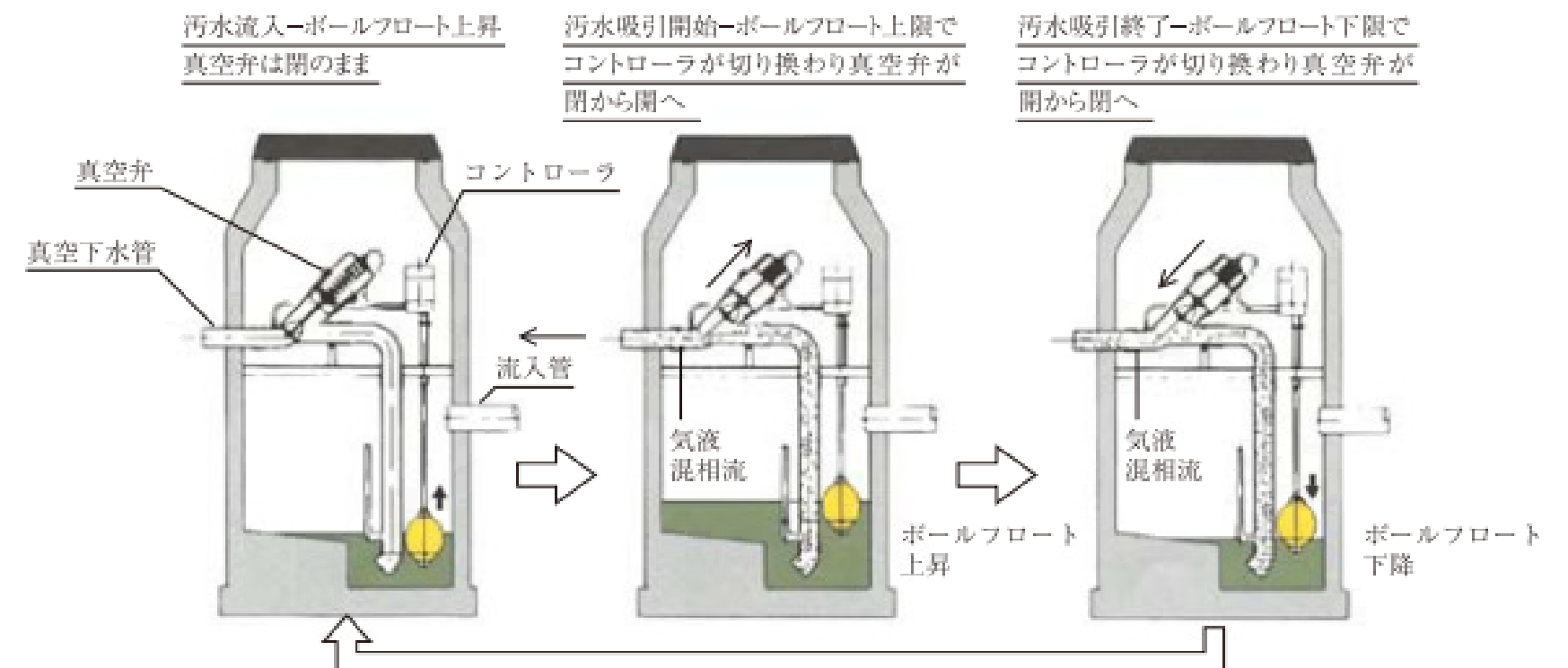
公共ます（真空弁ユニット）設置状況



【設置後】



真空弁ユニットの仕組み



出典：INAX真空式下水道システム（水都工業株式会社）

岩国一丁目地区 下水道整備計画

資料作成: 令和6年5月23日

令和6～7年度施工範囲

令和4年度施工範囲

令和5年度施工範囲

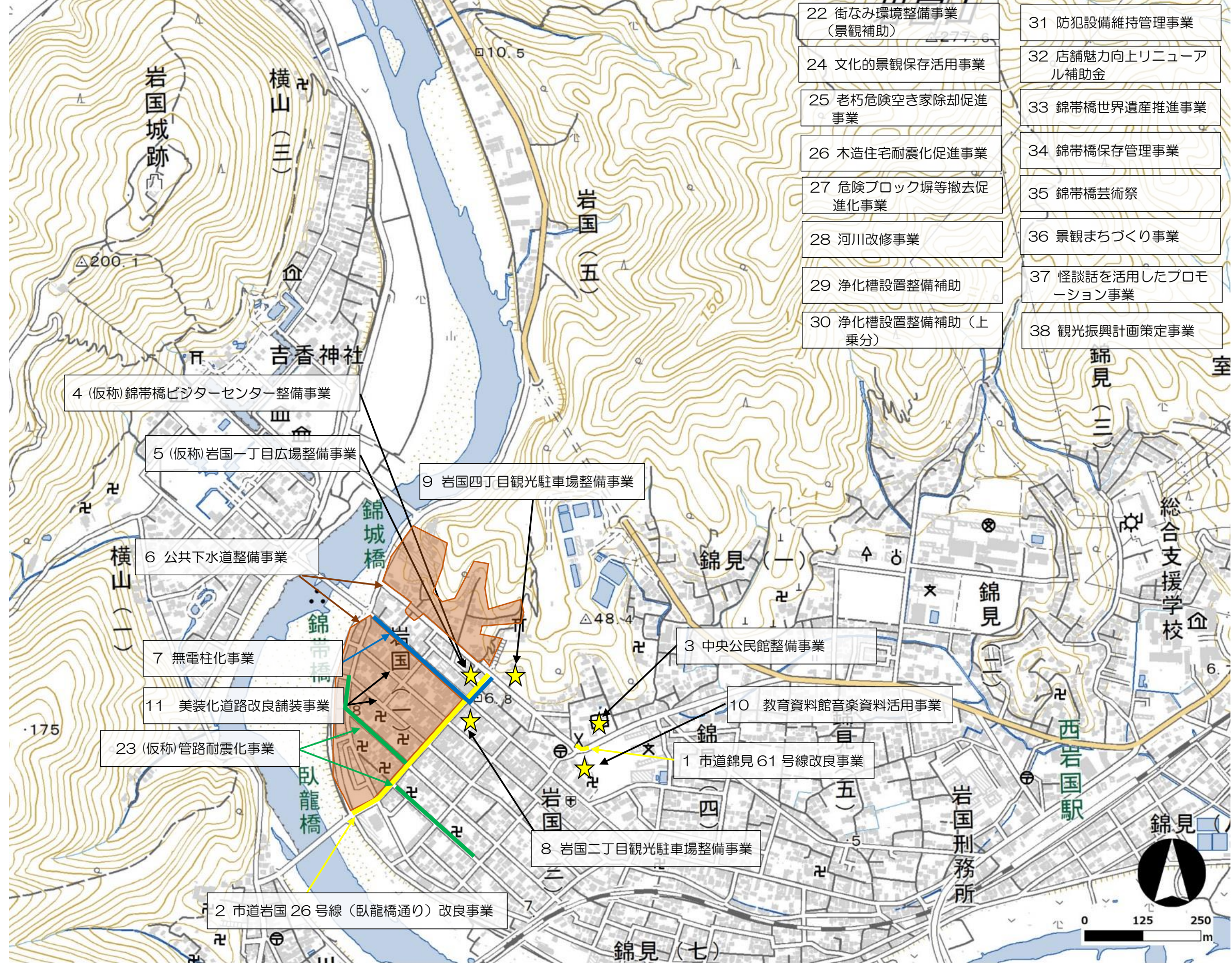
令和6年度施工範囲

真空ステーション

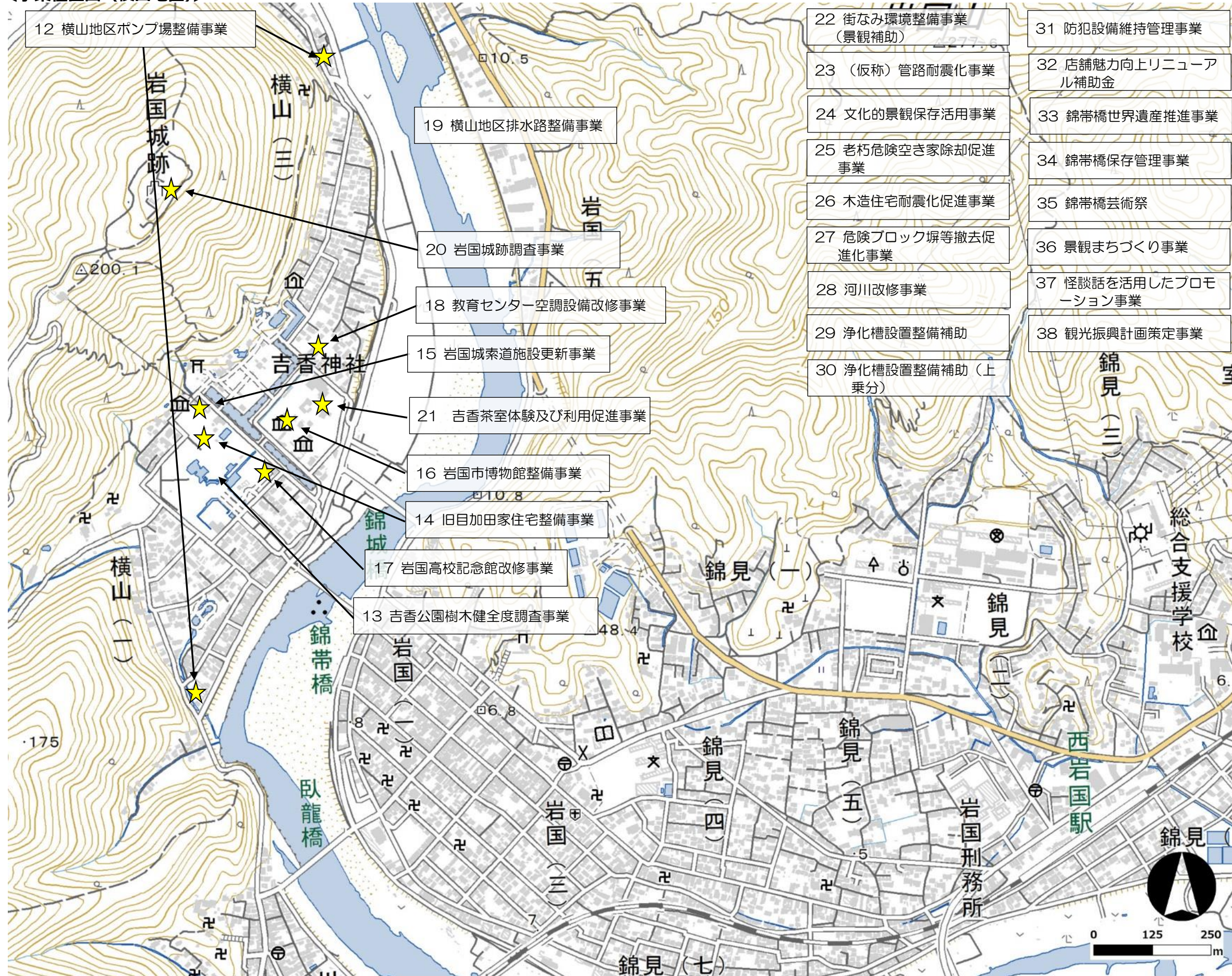
工事計画		
事業年次		スケジュール※
	令和3、4年度	整備済み
	令和4年度	整備済み
	令和5年度	施工中
	令和6、7年度	令和6年10月頃着手予定

※ 事業進捗等により工事年次や施工箇所は計画と異なる場合があります。

〔事業位置図（岩国地区）〕



〔事業位置図（横山地区）〕



（説明）

- ◆実施計画事業について、概ねの位置を表示しています。
- ◆事業名は略称です。
- ◆全市的に実施される事業やソフト事業などは、位置を特定せず、図の右上に一覧表示しています。